

改正概要説明書	
国名： ニュージーランド	法令名： 意匠法
改正情報： 2013 年意匠改正法 (No. 65) により改正された 1953 年法 No. 65	
改正概要：	
<p>ニュージーランドの意匠法は 2010 年にも改正されており, 2013 年の改正はマイナーな改正である。改正の概要は次の通り。</p> <p>1. 虚偽記載及び国防に係る意匠に関する犯罪</p> <p>意匠登録簿に虚偽の記入及び国防に係る意匠に関する犯罪はいつでも起訴できることを明確化した(第 42 条, 第 43 条)。</p>	
改正内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 42 条 秘密に付すべきことを命じられた意匠に関する罪 (3)は新設項目である。 ・ 第 43 条 登録簿の虚偽記載等 (2)は新設項目である。 	